

(4) 双葉郡広野町の事案

ア 事案の概要

双葉郡広野町のK工業(株)福島工場内には、昭和54年頃からドラム缶に入った廃油等が大量に搬入され処理されずに保管されていましたが、保管期間が焼却施設の稼働を停止した平成6年から既に7年以上と長期にわたっていたこと等からドラム缶の腐食・劣化が進行する等して、生活環境保全上支障が生じるおそれが高いと認められる状況となっており、周辺住民に不安を抱かせるとともに大きな社会問題となっていたことから代執行によりドラム缶等の撤去を行いました。

イ 経過

K工業(株)は、昭和51年9月に産業廃棄物処理業の許可を取得して、廃油及び廃プラスチック類の焼却を行ってきました。

産業廃棄物処理業の許可取得後、昭和54年には廃油等の入ったドラム缶の保管量が数万本に及ぶ等、首都圏を中心として大量の廃油等の処理を受託していました。

これらに対し、県では、計画的な保管廃油の削減、悪臭対策の実施を指導する等してきました。

平成9年12月には、廃棄物処理法第15条及び第19条の3に基づく改善命令を発出し、平成10年3月31日までに受託した廃棄物及び自社の廃棄物を撤去の上、適正に処理すること等を命令しましたが、事業者は平成11年7月までにドラム缶2,479本(約466t)(うち改善期限までに撤去した量は1,726本(約345t))を撤去・処理したものの、残りの廃油や燃え殻等は敷地内に残されました。

平成13年5月及び7月に県が廃油の入ったドラム缶等について調査を行った結果、容器の約90%に腐食、変形等があり、今後、容器の破損により保管廃棄物が一気に流出する可能性が高い状態にあることが明らかとなりました。

平成14年4月18日、これらのことから県は、K工業(株)福島工場内で処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じるおそれがある状態になっていると判断し、原因者であるK工業(株)等に対して廃棄物処理法第19条の5第1項に基づく措置命令を発出しましたが、期限の平成14年9月17日までに事業者は、全く措置を講じませんでした。

事業者は、措置命令期限が過ぎた後も、燃え殻に係る撤去計画書を提出する等していましたが、撤去は行われず、現実性が極めて低いため代執行を開始しました。

ウ 代執行等

措置命令の対象である不適正に保管されていたドラム缶に入った廃油、汚泥、燃えがら等は、次により全てを撤去・処分しました。

(ア) 実施期間 平成15年1月7日～平成15年10月30日

撤去工事は、平成14年度は平成15年1月7日から平成15年3月24日まで、平成15年度は平成15年4月28日から平成15年10月30日までの期間に行いました。

(イ) 撤去・処分実績

対 象	撤 去 ・ 処 分 量
ドラム缶に入った廃油等	約1,344t(ドラム缶換算約6,060本)
汚泥、燃えがら等	約3,648t
計	約4,992t

(ウ) 原状回復事業費 約4億6,067万円

(工) 原因者への求償

代執行に要した費用については、廃棄物処理法第19条の8第2項の規定により原因者に対し負担を求めています。